

特定非営利活動法人 下笠ダム湖と森の会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 下笠ダム湖と森の会という。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を大分県日田市中津江村に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、筑後川上流域に暮らす人々とこの地域にかかわる人々に対して、地域活性化につながる事業を行い、よりよい地域づくりに貢献することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- ① 環境の保全を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 子どもの健全育成を図る活動
- ④ 社会教育の推進を図る活動
- ⑤ 国際協力の活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 前項各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業)

本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 環境保全活動に対するコミュニケーションネットワークの構築に関する事業
- ② 筑後川上流部の下笠ダム地域及びその周辺における地域活性化活動に対する支援事業
- ③ 地域及び筑後川下流域の子どもを対象とした社会教育及び環境教育に関する事業
- ④ 保育士や学校教師などを対象とした社会教育及び環境教育に関する事業
- ⑤ 山村地域の特徴をいかした国際交流に関する事業
- ⑥ 会員相互及び他団体等との情報交換・経験交流及び共同研究事業
- ⑦ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条 (種別)

- (1) この法人は、第3条の目的に賛同する個人及び団体によって構成する。
- (2) 会員をもって、特定非営利活動促進法上の社員とする。

第7条 (入会)

- (1) 会員の入会については、特に条件を定めない。
- (2) 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 脱会届の提出をしたとき。
- ② 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- ③ 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- ④ 除名されたとき。

第10条 (脱会)

会員は、代表理事が別に定める脱会届を代表理事に提出して、任意に脱会することができる。

第11条 (除名)

会員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款等に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 (抛出金品の不返還)

既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）

- (1) この法人に次の役員を置く。
 - ① 理事 5人
 - ② 監事 2人
- (2) 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

第14条（選任等）

- (1) 理事及び監事は、総会において選任する。
- (2) 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- (3) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- (4) 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職務）

- (1) 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- (3) 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、その定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- (5) 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規程による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

第16条（任期等）

- (1) 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- (3) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条（報酬等）

- （1）役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける事ができる。
- （2）役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。
- （3）前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第20条（職員）

- （1）この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- （2）職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

第21条 (種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条 (構成)

総会は、会員をもって構成する。

第23条 (権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び活動予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び活動決算
- ⑥ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ⑦ 会費の額
- ⑧ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑨ 事務局の組織及び運営
- ⑩ その他運営に関する重要事項

第24条 (開催)

- (1) 通常総会は、毎年1回開催する。
- (2) 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - ② 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - ③ 第15条第5項第4号の規程により、監事から招集があったとき。

第25条 (招集)

- (1) 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- (2) 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- (3) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

- (1) 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- (2) 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (3) 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第29条（表決権等）

- (1) 各会員の表決権は、平等なるものとする。
- (2) やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- (3) 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- (4) 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第30条（議事録）

- (1) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 日時及び場所
 - ② 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- (2) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(3) 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
- ② 前項の事項の提案をした者の氏名または名称
- ③ 総会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

第31条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第32条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（開催）

理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- ③ 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条（招集）

- (1) 理事会は、代表理事が招集する。
- (2) 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その3日以内に理事会を招集しなければならない。
- (3) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

第35条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当る。

第36条（議決）

- (1) 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- (2) 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決等）

- （1）各理事の表決権は、平等なるものとする。
- （2）やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- （3）前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- （4）理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（議事録）

- （1）理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ①日時及び場所
 - ②理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - ③審議事項
 - ④議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤議事録署名人の選任に関する事項
- （2）議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第39条 (資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収益
- ⑤ 事業に伴う収益
- ⑥ その他の収益

第40条 (資産の区分)

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

第41条 (資産の管理)

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第42条 (会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条 (会計の区分)

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

第44条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条 (暫定予算)

(1) 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

(2) 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 削除

第47条（予算の追加及び更正）

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、概定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条（事業報告及び決算）

（1）この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

（2）決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第52条（解散）

- (1) この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - ① 総会の決議
 - ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - ③ 会員の欠亡
 - ④ 合併
 - ⑤ 破産
 - ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し
- (2) 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- (3) 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第9章 公告の方法

第53章（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は当法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

第54章 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役員名称

理事 大澤幸生

理事 石鞍正幸

理事 佐藤栄希子

監事 合谷良一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費（1口）500円からとし、希望の口数を受けつける

7 この法人の設立当初の事務所は、次の住所とする。

大分県日田郡中津江村大字合瀬3595番地の3

附則

この定款は、大分県知事の認証の日（平成 年 月 日）から施行する。
ただし、第53条の貸借対照表の公告については、平成30年10月1日から施行する。